

認定特定行為業務従事者認定証の交付手続き等について  
(第一号研修、第二号研修修了者)

秋田県健康福祉部長寿社会課

■ 介護職員等が喀痰吸引等を行うには、住所地の都道府県知事から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要があります。

認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けるとき

▽認定証の交付を申請できる者

平成 24 年度以降、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、都道府県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修を修了した者。

▽認定する喀痰吸引等の行為の範囲

修了した研修課程により、実施できる行為の範囲が異なります。

| 研修課程  | 対象者       | 履修する範囲（修了者が実施できる行為）                               |
|-------|-----------|---------------------------------------------------|
| 第一号研修 | 不特定多数の者対象 | 喀痰吸引：口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部<br>経管栄養：胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養    |
| 第二号研修 |           | 喀痰吸引：口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部<br>経管栄養：胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養    |
| 第三号研修 | 特定の者対象    | 第一号研修で履修する行為のうち、在宅等において<br>特定の者が必要とする行為※担当課：障害福祉課 |

※ 第三号研修は、在宅の重度障害者に対する喀痰吸引等のように個別性の高い特定の利用者に対して行う場合の研修課程であり、本県では障害福祉課が所管しています。

第三号研修修了者の認定証交付申請については、障害福祉課ホームページを御確認ください。

美の国あきたネット（URL：<http://www.pref.akita.lg.jp>）

美の国あきたホーム＞健康・福祉＞障害福祉＞障害者総合支援法関連＞

介護職員等によるたんの吸引等の実施に関する手続き等について

▽第一号研修、第二号研修修了者の認定証の交付申請手続き

以下の書類を、長寿社会課へ郵送又は持参してください。

- ・様式 5 - 1 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第一号、第二号研修修了者対象）
- ・様式 5 - 2 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 3 項の各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ・住民票の写し
- ・喀痰吸引等研修（第一号又は第二号研修）の修了証明書の写し
- ・返信用封筒（角 2 封筒・申請者の自宅住所を記載し、140 円切手を貼付）

※ 勤務する事業所等で申請書を取りまとめて提出した場合も、返信用封筒には申請者個人の自宅住所を記載してください。

▽死亡等の届出について

認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至った場合は、遅滞なく、次のとおり届け出てください。

| 内容                                           | 届出義務者                         | 提出書類                                                                         |
|----------------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合                            | 戸籍法（昭和22 年法律第224 号）に規定する届出義務者 | ・届出書（任意様式）<br>・認定特定行為業務従事者認定証                                                |
| 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 3 項第 1 号に該当するに至った場合    | 当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人 | ・様式 5 - 3 心身の故障に係る届出<br>・心身の故障の状態及び回復可能性等に関する医師の診断書等の証明書類<br>・認定特定行為業務従事者認定証 |
| 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 3 項第 2 号から第 4 号までのいずれか | 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人          | ・届出書（任意様式）<br>・認定特定行為業務従事者認定証                                                |

交付を受けた認定証の記載事項（氏名・住所・本籍地）に変更が生じたとき

認定証の記載事項に変更が生じた場合は、以下の書類を提出してください。

- （※ 県で作成する認定特定行為業務従事者名簿の登録内容を変更する手続きであり、変更にかかる新たな認定証は交付しません。）
- ・様式 7 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書
  - ・認定特定行為業務従事者認定証の写し
  - ・変更内容が分かる書類（住民票の写し等）

#### 認定証の再交付が必要なとき

認定証の紛失又は汚損により再交付が必要な場合は、以下の書類を提出してください。  
(※当初交付時の内容での作成となります。)

- ・ 様式 8 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書
- ・ 【汚損の場合】 現に交付を受けている認定特定行為業務従事者認定証（原本）
- ・ 返信用封筒（角 2 封筒・申請者の自宅住所を記載し、140 円切手を貼付）

※ 再交付申請を行ったあとに失った認定証を発見したときは、速やかにこれを返納する必要があります。

#### 認定特定行為業務従事者を辞退するとき

認定特定行為業務に従事しなくなり辞退する場合は、以下の書類を提出してください。

- ・ 様式 11 認定特定行為業務従事者認定辞退届出書
- ・ 認定特定行為業務従事者認定証（原本）

#### ■ 経過措置による認定特定行為業務従事者認定証の交付申請について

介護職員等による喀痰吸引等制度の施行（平成 24 年 4 月）以前は、当面やむを得ない措置（実質的違法性阻却）として、一定の条件の下での運用が認められており、以下の通知に基づく介護職員等による喀痰吸引等の実施には経過措置が設けられています。

| 実質的違法性阻却通知                                                     |
|----------------------------------------------------------------|
| ① A L S（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について（平成15年医政発第0717001号）            |
| ② 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（平成16年医政発第1020008号）                |
| ③ 在宅における A L S 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて（平成17年医政発第0324006号） |
| ④ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて（平成22年医政発0401第17号）                |

④に基づき、特別養護老人ホームで 14 時間の施設内研修を修了した介護職員等が、喀痰吸引等の業務に従事するには、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」の交付を受ける必要があります。

ただし、施設内研修を平成 24 年 4 月 1 日において修了している者、または、平成 24 年 4 月 1 日において研修中であり同日後に修了した者に限られ、平成 24 年 4 月以降に当該施設内研修を開始することはできません。

#### ▽認定する喀痰吸引等の行為の範囲

④に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」の交付を受けた介護職員等が実施できるのは、次の行為に限られます。

- ・口腔内の喀痰吸引
- ・胃ろうによる経管栄養（チューブの接続及び注入開始を除く）

#### ▽「認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）」の交付申請手続き

以下の書類を、長寿社会課へ郵送又は持参してください。

- ・様式 17－1 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）交付申請書
- ・様式 17－2 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）交付申請書添付書類①本人誓約書
- ・様式 17－3 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）交付申請書添付書類②第三者証明書
- ・様式 17－4 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置・不特定多数の者対象）交付申請書添付書類③実施状況確認書
- ・様式 5－2 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 3 項の各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ・住民票の写し
- ・施設内研修の修了証明証及び修了した研修内容、研修時間を示す資料
- ・返信用封筒（角 2 封筒・申請者の自宅住所を記載し、140 円切手を貼付）

※ 認定証の記載事項の変更や再交付等の手続き・様式は、第一号及び第二号研修修了者の取扱いと同様です。

※ 施設内研修修了から認定証交付申請まで相当の期間が経過している場合等は、事前に長寿社会課までお問い合わせください。

#### ▽実質的違法性阻却通知の取扱いに関する留意点

①～④の実質的違法性阻却通知に基づく介護職員等による喀痰吸引等は、当面のやむを得ない措置として、一定の要件の下に認めるものとして取り扱っていますが、当該通知については、「新制度施行後に、その普及・定着の状況を勘案し、特段の事情がある場合を除いて原則として廃止する予定であること。」とされています。（平成 23 年社援発 1111 第 1 号）

廃止時期は未定であり、取扱いが示された場合はホームページ等でお知らせします。

|                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------|
| 《提出・問い合わせ先》                                                                 |
| 秋田県健康福祉部長寿社会課介護保険チーム                                                        |
| 〒010-8570 秋田市山王四丁目 1 － 1                                                    |
| TEL 018-860-1363                                                            |
| FAX 018-860-3867                                                            |
| E-mail <a href="mailto:chouju@pref.akita.lg.jp">chouju@pref.akita.lg.jp</a> |